

## 国立大学法人神戸大学公正入札調査委員会要項

平成23年11月30日制定

### (趣旨)

第1条 建設工事又は設計・コンサルティング業務（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、公正取引委員会及び警察庁との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### (調査審議事項)

第2条 委員会は、建設工事等に係る入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときには、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 競争加入者に対する事情聴取等の調査の要否
- (2) 事情聴取項目等の調査の内容
- (3) 公正取引委員会及び警察庁への通報の内容
- (4) 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い
- (5) その他(1)から(4)に付随する事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員を持って組織するものとする。

- (1) 施設部長
- (2) 施設企画課長
- (3) 建築課長
- (4) 設備課長

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く

2 委員長は施設部長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

### (議事)

第5条 委員会は、入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときには、必要に応じて随時委員会を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、委員会を開催することができないときには委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

### (事務)

第6条 委員会の事務は、施設部施設企画課において行う。

### 附 則

1 この要項は、平成23年11月30日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

2 国立大学法人神戸大学公正入札調査委員会要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。